



2026年7月31日

各 位

会 社 名 株式会社広済堂ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 常盤 誠
(コード：7868、東証プライム市場)
問合せ先 経営戦略本部長 井面 佳威
電 話 (03) 3453-0557

従業員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、従業員に対する譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます）の導入を決定し、下記「1. 処分要領」の①②のとおり譲渡制限付株式として自己株式の処分（下記「1. 処分要領」の①②の自己株式処分を総称して、以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 払込期日	①2026年10月1日 ②2026年10月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	①当社普通株式 279,100株 ②当社普通株式 6,000株
(3) 処分価額	①1株につき507円 ②1株につき507円
(4) 処分価額の総額	①141,503,700円 ② 3,042,000円
(5) 割当予定先	①当社グループの従業員899名 279,100株 ②当社グループの中途入社予定者20名 6,000株（払込期日までに当社グループの従業員となる予定の採用内定者をいいます。）
(6) その他	①の自己株式処分については、金融商品取引法第24条の5、企業内容等開示府令第2条の12による臨時報告書を提出しております。 ②の自己株式処分については、処分価額の総額が1千万円未満ですが、上記①の臨時報告書に募集事項を併記しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、所定の要件を満たす当社グループの従業員（払込期日までに当社グループの従業員となる予定の中途入社予定者を含み、以下「対象従業員」といいます。）に対し、中長期的な企業価値の向上を図るためのインセンティブを付与し、当社の持続的な企業価値の向上に繋げることを目的として本制度の導入及び本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象従業員に対し、当社又は当社子会社から譲渡制限付株式付与のための金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給されます。対象従業員が本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、対象従業員は譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分を受けることになります。また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）

す。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。なお、本割当株式(下記①で定義されます。)は、引受けを希望する対象者に対してのみ割り当てることとなります(中途入社予定者が入社しなかった場合には、割り当てを行いません。)

- ① 対象従業員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者とは個別に本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、払込期日から2029年9月30日までの間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位(以下「本地位」といいます。)にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、任期満了、死亡、定年退職、定年後の嘱託契約の満了その他当社取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、当該喪失の日において、払込期日が属する月から当該喪失の日が属する月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日が属する月から当該組織再編等の日が属する月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月30日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である507円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上